

狛江市立小中学校における通話録音システムの設置及び運用に関する規程

令和 8 年10月20日
教育委員会規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、狛江市立小中学校（以下「学校」という。）における通話録音システムの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、個人情報保護の保護及び業務の適正な管理、学校における教育指導上の紛争の防止並びに犯罪の防止及び職員への不当な圧力を排除することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、狛江市庁舎における通話録音システムの設置及び運用に関する規則（令和 8 年規則第62号）の例による。

(管理責任者等)

第 3 条 通話録音システムが設置されている学校に通話録音システム管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、当該学校の校長をもって充てる。

2 管理責任者は、通話録音システムの運用にあたり、必要があると認めるときは、通話録音システム管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

3 管理責任者及び管理取扱者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

(通話録音システムの設置等の公表)

第 4 条 教育委員会は、通話録音システムを設置したときは、その旨及びその利用目的を狛江市教育委員会ホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(通話記録の保存及び廃棄)

第 5 条 通話記録の保存期間は、当該記録された日から 1 年間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合又は個人の生命、身体若しくは財産の安全を守る必要がある場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、必要な期間保存するものとする。

2 通話記録は、記録されたときの状態で保存するものとし、加工してはならない。

3 第 1 項に規定する保存期間を経過した通話記録は、消去するものとする。

4 通話記録は、複製してはならない。ただし、次条第 1 項ただし書に規定する場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条の規定による開示の請求があった場合、第 7 条の規定により管理責任者が通話記録を取り出す場合その他管理責任者が通話録音システムの設置の目的を達成するために特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第6条 通話記録は、通話録音システムの設置の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び法第69条第2項の規定に基づく場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を利用し、又は提供しようとするときは、法の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(通話記録の取出)

第7条 管理責任者は、第1条に規定する目的を達するために必要があると認めるときは、通話記録を取り出すことができる。この場合において、管理責任者は、通話記録データを取り出したときは、必要事項を通話記録取出記録簿（別記様式）に記録するものとする。

2 管理責任者は、前項の通話記録取出記録簿を毎年度1回教育委員会へ提出するものとする。この場合において、教育委員会は、必要な範囲での取出となっているかを検査し、必要に応じて調査し、適切な運用となるよう指示を行うものとする。

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音システムの設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(漏えい等)

第9条 管理責任者は、学校において電話機の紛失等が起きた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。この場合において、教育委員会は、当該電話機の通話録音システムへのログイン権限を速やかに停止する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会への連絡ができない場合に電話機の紛失等が起きたときは、管理責任者は、教育委員会があらかじめ定める緊急連絡先へ連絡し、当該電話機の通話録音システムへのログイン権限を速やかに停止する等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。